

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 指定居宅サービス事業者等の指定
 - 指定居宅サービス等の事業の廃止
 - 指定居宅サービスの事業の廃止
 - 指定居宅介護支援の事業の廃止
 - 道路の区域変更
 - 道路の供用開始
- 【公告】
- 訪問販売に関する業務の停止
 - 基本測量の終了
 - 都市計画の変更の図書の写しの縦覧
 - 平成二十六年二級建築士試験の実施
 - 平成二十六年木造建築士試験の実施
 - 二級建築士の免許の取消し
 - 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
 - ”
 - 岡山県文化財保護条例に基づく文化財の指定

【教育委員会】

（県例規集登載）

長寿社会課

”

”

”

道路整備課

”

くらし安全安心課

監理課

都市計画課

建築指導課

”

”

”

”

”

”

”

教育委員会

目次

担当課（室）

【海区漁業調整委員会】

- 催
第五百一回岡山海区漁業調整委員会の開

海区漁業調整委員会

平成26年3月4日 岡山県公報 第11564号

◎岡山県告示第九十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十六年三月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンターまりん

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町尾張一三四一番地四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人瀬戸内りょうま医院

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町尾張一三四一番地二〇

三 指定年月日

平成二十六年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二四〇〇八五七

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

平成26年3月4日 岡山県公報 第11564号

◎岡山県告示第九十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年三月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションかおり

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町福谷三五七六番地の二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社香福

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町福谷三五七六番地の二

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七二四〇〇四三六

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

平成26年3月4日 岡山県公報 第11564号

◎岡山県告示第九十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年三月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

有限会社ビッグ

2 所在地

岡山県玉野市日比四―二―一六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社ビッグ

2 所在地

岡山県玉野市日比四―二―一六

三 廃止年月日

平成二十六年三月十五日

四 介護保険事業所番号

三三七〇四〇〇四七九

五 サービスの種類

福祉用具貸与

平成26年3月4日 岡山県公報 第11564号

◎岡山県告示第九十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年三月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

居宅介護支援事業所ローズガーデン

2 所在地

岡山県赤磐市塩木一〇一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人江原恵明会

2 所在地

岡山県津山市津山口三〇六

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七二二〇〇六〇四

五 サービスの種類

居宅介護支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

里庄町居宅介護支援事業所

2 所在地

岡山県浅口郡里庄町里見七三五〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

里庄町

平成26年3月4日 岡山県公報 第11564号

2 所在地

岡山県浅口郡里庄町里見一〇七―二

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七二七〇〇八九二

五 サービスの種類

居宅介護支援

平成26年3月4日 岡山県公報 第11564号

◎岡山県告示第九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 種見明戸線
- 三 道路の区域

区 域	別	新旧	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
真庭市種字三崎ノ前二二三四番三地内	新		一一・四〇 九・〇〇	四五・五
真庭市種字三崎ノ前二二三四番三地内	旧		一七・四〇 一一・〇〇	四五・五

平成26年3月4日 岡山県公報 第11564号

◎岡山県告示第九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	種見明戸線	真庭市種字三崎ノ前二二二四番三地内	平成二十六年三月四日

平成26年3月4日 岡山県公報 第11564号

〔九二〕特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。）
第八条第一項の規定により、次のとおり訪問販売に関する業務の停止を命じた。

平成二十六年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 処分をした日

平成二十六年二月十八日

二 処分を受けた者の氏名及び住所

氏名 浅雄塗装こと 浅雄 セツ子

住所 岡山県真庭市美甘三〇七番地 旭団地 一号棟

三 処分の内容

法第八条第一項の規定による業務の停止

1 停止を命ずる業務の内容

(1) 訪問販売に係る役務提供契約の締結について勧誘をすること。

(2) 訪問販売に係る役務提供契約の申込みを受けること。

(3) 訪問販売に係る役務提供契約を締結すること。

2 期間

平成二十六年二月十九日から同年五月十八日までの三月間

四 処分の原因となった事実

浅雄塗装こと浅雄セツ子（以下「同人」という。）は、次のとおり法及び特定商取引に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第八十九号。以下「規則」という。）に違反する行為を行っており、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

1 再勧誘（法第三条の二第二項）

同人は、岡山県内の消費者宅を訪問した際に、訪問販売に係る役務提供契約を締結しない旨の意思を表示した消費者に対し、更に勧誘していた。

2 書面不交付（法第五条第一項）

同人は、岡山県内の消費者宅を訪問して締結した役務提供契約について、契約の内容を明らかにする書面を消費者に交付しなかった。

3 債務不履行（法第七条第一号）

同人は、岡山県内の消費者宅を訪問して締結した役務提供契約に係る債務につい

て、正当な理由がないのに履行していない。

4 迷惑勧誘（法第七条第四号の規定による規則第七条第一号）

同人は、岡山県内の消費者宅を訪問した際に、訪問販売に係る役務提供契約の締結について、消費者に迷惑を覚えさせるような仕方でも勧誘をしていた。

平成26年3月4日 岡山県公報 第11564号

〔九三〕 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十六年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市、高梁市、 新見市、赤磐市、 美作市	測量区域	測量の種類	終了年月日
		基本測量（国土調査に伴う基準点測量）	平成二十六年一月三十一日

平成26年3月4日 岡山県公報 第11564号

〔九四〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により岡山市から岡山県南広域都市計画区域に係る都市計画の変更の図書の写しの送付があったので、当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画公園

岡山県南広域都市計画駐車場

岡山県南広域都市計画道路

岡山県南広域都市計画火葬場

二 都市計画の変更年月日

平成二十六年二月二十五日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、岡山市役所都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成26年3月4日 岡山県公報 第11564号

〔九五〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成二十六年二級建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成二十六年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の日時及び場所

1 日時

(1) 学科の試験

平成二十六年七月六日（日曜日）午前十時から午後五時十分まで

(2) 設計製図の試験

平成二十六年九月十四日（日曜日）午前十一時から午後四時まで

2 場所

岡山市北区伊福町四丁目三番九二号

岡山県立岡山工業高等学校

二 受験資格

1 学科の試験

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者

2 設計製図の試験

学科の試験に合格した者。ただし、平成二十四年又は平成二十五年の二級建築士試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）において学科の試験に合格した者にあつては、その申請により、本年の学科の試験を免除する。

三 受験手数料

一六、九〇〇円

四 受験申込手続

1 郵送による受験申込み

過去に二級建築士試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。以下同じ。）の受験をしたことがある者のうち、受験申込書に平成二十五年以前の二級建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書若しくは住民票の写しが添付されている者に限り行うことができる。

平成26年3月4日 岡山県公報 第11564号

(1) 受験申込受付期間

平成二十六年三月十七日（月曜日）から同月三十一日（月曜日）まで

(2) 受験申込方法

次の宛先に必ず簡易書留で郵送すること。（平成二十六年三月三十一日の消印のあるものまで有効）

〒一〇四一〇〇三一 東京都中央区京橋二丁目一四番一号 公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

2 インターネットによる受験申込み

平成十六年以降に二級建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(1) 受験申込受付期間及び時間

平成二十六年三月二十四日（月曜日）午前十時から同月三十一日（月曜日）午後四時まで

(2) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaenic.jp/>）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

3 受付場所における受験申込み

(1) 受験申込受付期間及び時間

平成二十六年四月十日（木曜日）から同月十四日（月曜日）までの毎日午前十時から午後五時まで

(2) 受付場所

一般社団法人岡山県建築士会会議室
（岡山市北区内山下一丁目三番一九号 建築会館五階）

(3) 受験申込方法

受験申込書は、原則として(2)の受付場所に申込者本人が直接提出すること。

五 可否の通知

1 学科の試験

平成二十六年八月二十六日（火曜日）頃に、本人に直接通知する。

2 設計製図の試験

平成26年3月4日 岡山県公報 第11564号

六 受験申込書の配布

平成二十六年十二月四日（木曜日）頃に、本人に直接通知する。

1 郵送による配布

(1) 請求期間

平成二十六年三月三日（月曜日）午前十時から同月二十日（木曜日）午後五時まで

(2) 配布期間

平成二十六年三月十日（月曜日）から同月二十八日（金曜日）まで（着払いにより郵送）

(3) 請求方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページからインターネットにより請求し、又はFAXで次の宛先に請求すること。（FAXにより請求する場合にあつては、氏名、送付先住所、電話番号、試験種別（二級）及び申込区分（学科の試験から）又は「設計製図の試験のみ」を明記すること。）

公益財団法人建築技術教育普及センター 受験申込書配布係 FAX…〇四二一六二八一三五五〇

2 配布場所における配布

(1) 配布場所

ア 一般社団法人岡山県建築士会事務局

（岡山市北区内山下一丁目三番一九号 建築会館四階）

イ 倉敷市建設局建築部建築指導課

（倉敷市西中新田六四〇）

ウ 津山市都市建設部建築住宅課

（津山市山北五二〇）

(2) 配布期間及び配布時間

ア (1)アの場所

平成二十六年三月十日（月曜日）から同年四月十一日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）及び同月十二日（土曜日）から同月十四日（月曜日）までの、午前九時三十分から午後五時（同日（月曜日）にあつては、午後四時）まで

イ (1)イ及びウの場所

平成二十六年三月十日（月曜日）から同年四月十四日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）の、午前九時三十分から午後五時（同日（月曜日）にあつては、午後四時）まで

七 その他

1 設計製図の試験の課題の発表

平成二十六年六月十一日（水曜日）頃から一般社団法人岡山県建築士会事務局に掲示するとともに、学科の試験の試験場に掲示する。

2 受験に際する特別措置

受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、受験申込時にその旨を申し出ること。

平成26年3月4日 岡山県公報 第11564号

〔九六〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成二十六年木造建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成二十六年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の日時及び場所

1 日時

(1) 学科の試験

平成二十六年七月二十七日（日曜日）午前十時から午後五時十分まで

(2) 設計製図の試験

平成二十六年十月十二日（日曜日）午前十一時から午後四時まで

2 場所

岡山市北区伊福町四丁目三番九二号

岡山県立岡山工業高等学校

二 受験資格

1 学科の試験

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者

2 設計製図の試験

学科の試験に合格した者。ただし、平成二十四年又は平成二十五年の木造建築士試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）において学科の試験に合格した者にあつては、その申請により、本年の学科の試験を免除する。

三 受験手数料

一六、九〇〇円

四 受験申込手続

1 郵送による受験申込み

過去に木造建築士試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。以下同じ。）の受験をしたことがある者のうち、受験申込書に平成二十五年以前の木造建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書若しくは住民票の写しが添付されている者に限り行うことができる。

平成26年3月4日 岡山県公報 第11564号

(1) 受験申込受付期間

平成二十六年三月十七日（月曜日）から同月三十一日（月曜日）まで

(2) 受験申込方法

次の宛先に必ず簡易書留で郵送すること。（平成二十六年三月三十一日の消印のあるものまで有効）

〒一〇四一〇〇三一 東京都中央区京橋二丁目一四番一号 公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

2 インターネットによる受験申込み

平成十六年以降に木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(1) 受験申込受付期間及び時間

平成二十六年三月二十四日（月曜日）午前十時から同月三十一日（月曜日）午後四時まで

(2) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

3 受付場所における受験申込み

(1) 受験申込受付期間及び時間

平成二十六年四月十日（木曜日）から同月十四日（月曜日）までの毎日午前十時から午後五時まで

(2) 受付場所

一般社団法人岡山県建築士会会議室
（岡山市北区内山下一丁目三番一九号 建築会館五階）

(3) 受験申込方法

受験申込書は、原則として(2)の受付場所に申込者本人が直接提出すること。

五 合否の通知

1 学科の試験

平成二十六年九月九日（火曜日）頃に、本人に直接通知する。

2 設計製図の試験

平成26年3月4日 岡山県公報 第11564号

六 受験申込書の配布

平成二十六年十二月四日（木曜日）頃に、本人に直接通知する。

1 郵送による配布

(1) 請求期間

平成二十六年三月三日（月曜日）午前十時から同月二十日（木曜日）午後五時まで

(2) 配布期間

平成二十六年三月十日（月曜日）から同月二十八日（金曜日）まで（着払いにより郵送）

(3) 請求方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページからインターネットにより請求し、又はFAXで次の宛先に請求すること。（FAXにより請求する場合にあつては、氏名、送付先住所、電話番号、試験種別（木造）及び申込区分（学科の試験から）又は「設計製図の試験のみ」を明記すること。）

公益財団法人建築技術教育普及センター 受験申込書配布係 FAX…〇四二一六二八―三五五〇

2 配布場所における配布

(1) 配布場所

一般社団法人岡山県建築士会事務局

（岡山市北区内山下一丁目三番一九号 建築会館四階）

(2) 配布期間及び配布時間

平成二十六年三月十日（月曜日）から同年四月十一日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）及び同月十二日（土曜日）から同月十四日（月曜日）までの、午前九時三十分から午後五時（同日（月曜日）にあつては、午後四時）まで

七 その他

1 設計製図の試験の課題の発表

平成二十六年六月十一日（水曜日）頃から一般社団法人岡山県建築士会事務局に掲示するとともに、学科の試験の試験場に掲示する。

2 受験に際する特別措置

平成26年3月4日 岡山県公報 第11564号

受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、受験申込時にその旨を申し出ること。

平成26年3月4日 岡山県公報 第11564号

〔九七〕 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、二級建築士の免許の取消しを行った。

平成二十六年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 免許の取消しをした年月日

平成二十六年二月二十五日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

白神 春平 二級建築士 第一二八五号

三 免許の取消しの理由

相続人から、当該二級建築士が死亡した旨の届出があったため

平成26年3月4日 岡山県公報 第11564号

〔九八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字壺丁田二七四一―四、二七四一―六、二七四一―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島三三九四―一

佐々木 章

三 許可番号

岡山県指令建指第三二二二号

平成26年3月4日 岡山県公報 第11564号

〔九九〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市中央四丁目二七一〇二

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

東京都港区高輪三丁目二二一九

タマホーム株式会社

代表取締役 玉木 康裕

三 許可番号

岡山県指令建指第三五四号

平成26年3月4日 岡山県公報 第11564号

◎岡山県教育委員会告示第二号

岡山県文化財保護条例（昭和五十年岡山県条例第六十四号）第四条第一項及び第二十条第一項の規定により、次のとおり岡山県指定重要文化財の指定及び岡山県指定重要有形民俗文化財の指定をする。

平成二十六年三月四日

岡山県教育委員会

- | | |
|----------|---|
| 一 指定番号 | 有第三五二号 |
| 二 種別 | 重要文化財 建造物 |
| 三 名称及び員数 | 如法寺無量寿院本堂 一棟
（にょぼうじむりょうじゆいんほんどう） |
| | 附明和五年棟札 一枚
（ひなふだ） |
| 四 所在地 | 岡山市東区広谷一三五番地 |
| 五 所有者 | 宗教法人無量寿院 代表役員 大石 隆英 |
| 六 構造及び形式 | 桁行三間、梁間四間、入母屋造、向拝一間、棧瓦葺
（いりちやぶくりこはい さんがわらぶき） |
| 七 建築年代 | 明和五（一七六八）年 |
| 八 指定理由 | 如法寺は真言宗の古刹で、江戸時代中期には無量寿院をはじめ、常勝寺、西方寺、正覚院、威徳院、羯磨院の寺中寺院の名が見えている。本堂は、桁行三間（八・三八メートル）梁間四間（二〇・五一メートル）、入母屋造、棧瓦葺で、正面に向拝一間を付し、三間堂としては大規模の内に属す仏堂である。現存する棟札から、明和五（一七六八）年に上道郡勅旨村の工匠藤原佐次右衛門及びその子紋次郎等の手によって建立されたことが判明する。向拝部分や内外障境の構え、妻飾などは、よく江戸時代中期の様式を表している。この建物は、内陣に中世の極めて質の高い折上小組格天井を残している点に大きい特徴がある。また須弥壇と厨子も禅宗様を基調とした十七世紀前期の良質の作である。このころに本堂も修理されているとみられる。
すなわち、この建物は、中世及び近世初頭の前身堂の部材、須弥壇、厨子を残しつつ、明和五年に再建されたものである。それらはいずれも質が高く、古い部分を生かしながら維持する、日本建築の伝統をよく示す重要な遺構である。 |

一 指定番号 有第三五三号

二 種別 重要文化財 考古資料

- 三 名称及び員数 中山遺跡出土特殊壺及び特殊器台 一 一 個体
- 四 所 在 地 真庭市下皆部二四八番地 真庭市北房支局
- 五 所 有 者 真庭市
- 六 製作年代 弥生時代後期後半から末（二世紀後半から三世紀）
- 七 指定理由

中山遺跡は真庭市西河内に所在し、旭川の支流備中川を南に望む標高約一七〇メートルの丘陵上に位置する。昭和五十一年に木材流通センター建設工事に伴い発掘調査が実施され、弥生時代後期後半から末（二世紀後半から三世紀）にかけて形成された墳丘墓と木棺墓群からなる大規模な墓群が検出された。墓群の一角からは、特殊器台八個体、特殊壺三個体のほか高杯、壺、器台などが出土した。

特殊器台のうち一個体は完形に復元され、高さ約九三センチメートル、口縁部約四一センチメートル、筒部径約三四センチメートルを測る。長い筒部の上方にやや内傾する二重口縁、下方に裾部が付く。筒部は文様帯四段、間帯五段からなり、文様帯第二段と第三段には、七から八条の平行沈線による連続S字状文と透かし孔で構成される立坂型文様が、他の文様帯には立坂型文様のほか斜線文、斜格子文などが刻まれる。器表全体に赤色顔料の塗布が見られる。

特殊器台、特殊壺は吉備の墳墓祭祀を特徴付ける遺物であり、復元された個体は最古型式である立坂型の器形の特徴と文様構成を知ることができる資料として貴重である。また、これ以外の特殊壺、特殊器台には立坂型以降の型式が含まれており、特殊器台等を用いた祭祀が繰り返し行われたことを示す点でも重要である。

- 一 指定番号 有第三五四号
 - 二 種 別 重要文化財 歴史資料
 - 三 名称及び員数 鴨方藩の砲車 一両
 - 四 所 在 地 岡山市北区後楽園一番五号 岡山県立博物館（寄託）
 - 五 所 有 者 宗教法人大浦神社 代表役員 小川 暎興
 - 六 製作年代 江戸時代末期から明治時代初期
 - 七 指定理由
- 大浦神社に伝来したこの砲車は、砲架の全長約一八九センチメートル、最大幅約一二センチメートル、車輪の直径約八八センチメートルで、平衡機の仰角調整用のネ

ジと金具の一部が失われているが、保存状態は良好である。砲架・車輪など主要部は木製で、前輪リムカバーなどには鉄製金具が使用され、堅牢な造りとなっている。形状や他の類例から見て、江戸時代末期から明治時代初期の砲車と判断される。現在は木肌が目立つが、残存する塗料から、本来は黒色に塗装されていたと考えられる。ただし、砲身は失われている。

大浦神社に所蔵されている「覚書」には、鴨方藩が築造した青佐山台場の備砲が廃藩置県後に奉納されたと記載されている。青佐山台場は、鴨方藩領浅口郡東大島村と同郡大島中村（現在の浅口市寄島町、笠岡市大島中）の境にある標高約二四九メートルの青佐山の南中腹に所在し、文久三（一八六三）年に完成した。台場には砲門二箇所が設けられ、完成後には壱貫目筒等が発射されている。また鴨方藩は幕末維新期に多数製造された四斤山砲も装備しており、明治四（一八七一）年十月に鴨方県が作成した「陸軍兵員并器械弾薬費用取調帳」には、鴨方県が保管する砲車附属の大砲として「山用砲」二門が記載されており、この砲車の可能性も考えられる。

現在のところ、この砲車に搭載された砲身の種別を確定することはできない。しかし、江戸時代末期から明治時代初期に製造された砲車が保存されている例は全国的にも珍しく、歴史的資料として貴重である。

一 指定番号 民第四六号

二 種別 重要有形民俗文化財

三 名称及び員数 若宮八幡宮奉納絵馬及び模型和船 二四面、一艘

番号	資料名	員数	製作年
1	八岐大蛇退治図	一面	元禄七（一六九四）年
2	鬼の首引図	一面	元禄十七（一七〇四）年
3	浄瑠璃物語図	一面	元禄から正徳ごろ
4	伊勢参詣図	一面	元禄から正徳ごろ

平成26年3月4日 岡山県公報 第11564号

19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5
黄石公張良図	載栄丸図	桐鳳凰図	唐美人図	干将莫邪図	相撲図	源平合戦図	尻海古景図	義士討入図	初夢図	繫馬図	朝鮮通信使船図	黄石公張良図	御座船図	住吉大社参詣図
一面	一面	一面	一面	一面	一面	一面	一面	一面	一面	一面	一面	一面	一面	一面
寛政七（一七九五）年	寛政五（一七九三）年ごろ	寛政五（一七九三）年	寛政五（一七九三）年	寛政四（一七九二）年	天明七（一七八七）年ごろ	天明七（一七八七）年	天明五（一七八五）年	宝暦八（一七五八）年	宝暦二（一七五二）年	寛延四（一七五二）年	正徳四（一七一四）年	正徳四（一七一四）年	宝永八（一七一二）年	元禄から正徳ごろ

25	24	23	22	21	20
宝廣丸模型	桃園三傑図	繫馬図	弁慶牛若図	繫馬図	武内宿禰図
一艘	一面	一面	一面	一面	一面
文化八(二八一)年	弘化三(二八四六)年	文政十一(二八二八)年	文化十五(二八一八)年	文化三(二八〇六)年	寛政七(二七九五)年

四 所在地 瀬戸内市邑久町尻海三〇三八番地 若宮八幡宮

岡山市北区後楽園一番五号 岡山県立博物館(寄託)

五 所有者 宗教法人若宮八幡宮 代表役員 川崎 経夫

六 製作年代 元禄七(一六九四)年から弘化三(二八四六)年

七 指定理由

尻海地区は、江戸時代廻船業で栄え、十八世紀末から十九世紀初頭に成立したと考えられる『吉備温故秘録』には、「二端帆より二十一端帆迄の海船、百艘」を有していたとある。この尻海地区の氏神である若宮八幡宮には、江戸時代に尻海地区の廻船問屋などから奉納された絵馬、模型和船などが残されている。平成三年の火災で一部焼失しているが、絵馬二四面と模型和船一艘が現存している。

絵馬には、載栄丸図、御座船図や朝鮮通信使船図のように船が描かれたもののほか、尻海港や若宮八幡宮とともに二艘の弁才船が描かれた尻海古景図、秋田蘭画の画家田代忠国が制作し北前船で運ばれ奉納された干将莫邪図など、海と関わりのあるものが多く奉納されている。このほか、絵馬の本流である馬図、鬼の首引図や源平合戦図といった武者絵、浄瑠璃物語図や桃園三傑図といった和漢の物語絵、義士討入図や弁慶牛若図といった芝居絵など、多種多様な画題の絵馬が奉納されている。また、弁才船宝廣丸の模型和船は、文化八(二八一)年に尻海の廻船問屋川野屋が奉納したも

のである。

このように若宮八幡宮の奉納絵馬及び模型和船は、質、量ともに県下有数の内容であるとともに、瀬戸内海廻船業で栄えた尻海地区のかつての繁栄や当時の人々の生活や信仰などを物語る民俗資料として高く評価される。

平成26年3月4日 岡山県公報 第11564号

◎岡山海区漁業調整委員会公示第六号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百一回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

平成二十六年三月四日

岡山海区漁業調整委員会

会長 奥野 雄二

一 日時 平成二十六年三月十日（月）

午後二時から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリテイまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 区画漁業権の免許について

第二号議案 委員会指示について